

青森市まちづくり構想推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森市地域コミュニティ・ガイドライン（平成25年5月14日策定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、まちづくり構想推進事業（まちづくり協議会の設立、運営並びにまちづくり協議会が行う地域計画の策定及び地域計画に基づき実施する事業を推進するために行う取組をいう。以下同じ。）の実施について必要な事項を定めることにより、地域と市との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(事業期間)

第2条 本事業の事業期間は、平成26年度から令和10年度までとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり協議会（以下「協議会」という。） ガイドラインに基づき、地域課題解決のための取組や地域連携の強化などを目的に、地域で活動する町会等や市民活動団体、地域住民等複数の団体・個人により組織された地域コミュニティであって第6条の規定による認定を受けた団体をいう。
- (2) 地域計画 協議会が、将来目指したい地域づくりを実行していくために、将来の地域像や方向性、地域の現状や地域課題、課題への対応・解決方法などの具体的な取組についてまとめた計画をいう。
- (3) 町会等 青森市町会連合会又は青森市浪岡町内会連合会に加入している町会、町内会及び自治会をいう。
- (4) 市民活動団体 営利を目的としない市民の自発的かつ公益的な活動を組織的かつ継続的に行う民間非営利団体（特定非営利活動法人を含む。）、ボランティアグループ及び地域コミュニティをいう。ただし、政治、宗教、選挙活動等を目的とする団体は除く。
- (5) 地域住民等 当該地域に住所を有する住民及び当該地域に立地し又は活動を行う大学、企業、商店会、消防団等をいう。
- (6) 地域コミュニティ 住民が生活している地域（消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能及び祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域）及び当該地域住民の集団をいう。
- (7) 地区連合町会等 青森市町会連合会規約に基づき、各地域の地区毎に設置されている地区連合町会及び青森市浪岡町内会連合会をいう。

(協議会の認定基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当するものを協議会として認定するものとする。

- (1) 規約又は会則が整備されていること。
- (2) 組織名称に活動区域が客観的に明らかとなる地域名が含まれていること。
- (3) 活動区域内の市民活動団体、地域住民等又は町会等が複数参画する組織であること。
- (4) 参画する団体及び個人の名簿が適正に管理されていること。また、性別、年齢、国籍等に関わらず参画できる組織であること。

(5) 活動区域をガイドラインに示す地区連合町会等の区域としていること。ただし、合理的理由がある場合には、当該区域とは異なる区域（概ね小学校区域を包括する区域以上の区域）とすることができる。

(6) 活動区域が他の協議会と重複しないこと。

(7) 宗教活動や政治的活動を目的とした団体でないこと。

(8) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者若しくは役員が同条第2号に規定する暴力団員である団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

2 市長は、合理的な理由があると認めるときは、前項の認定基準の一部に該当しないものを協議会として認定することができる。

（認定の申請）

第5条 協議会として市の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、まちづくり協議会認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 規約又は会則

(2) 役員名簿

(3) 構成員（団体）名簿（町会等においては、代表者印が押印されたもの）の写し

(4) 活動区域を地区連合町会等の区域と異なる区域とした場合は、その範囲が分かる図面及びその理由書

(5) 総会資料及び議事録

（協議会の認定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、遅滞なく当該申請に係る書類を審査し、認定の可否を決定し、当該申請者に対しまちづくり協議会認定通知書（様式第2号）又はまちづくり協議会不認定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 認定の期間は、令和11年3月31日までとする。

（変更の届出）

第7条 協議会は、認定の申請内容（第5条第1号から第4号までの内容に限る。）に変更があったときは、当該変更があった日から起算して30日以内に、まちづくり協議会変更届出書（様式第4号）に変更内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（解散の届出）

第8条 協議会は、当該協議会を解散したときは、速やかにまちづくり協議会解散届出書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

（協議会の認定の取消し）

第9条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当したときは、協議会の認定を取り消すものとする。

(1) 前条の規定により協議会からまちづくり協議会解散届出書の提出があったとき。

(2) 協議会が解散していると市長が認めたとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により、協議会の認定を受けたとき。

(4) 協議会の運営に、不正な行為があったとき。

(5) 第4条第1項各号の認定基準に該当しなくなったと市長が認めたとき。

(6) その他認定を取り消すべき事由があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により協議会の認定を取り消したときは、まちづくり協議会認定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（地域担当職員）

第10条 本事業の実施を円滑に行うため、協議会設置（予定を含む。）地域のコミュニティ活動を支援する地域担当職員を市民部市民協働推進課に置く。

2 前項の地域担当職員は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 協議会の設立、運営の支援に関する業務

(2) 協議会が行う地域計画の策定支援に関する業務

(3) 協議会が地域計画に基づき実施する事業の支援に関する業務

(4) 協議会の構成員（団体）等に対する地域コミュニティ活動の情報提供に関する業務

（市の助成）

第11条 市長は、事業期間内において、予算の範囲内で、協議会を支援するための補助事業を行うものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成26年4月25日から実施する。

（要綱の見直し）

2 この要綱は、その運用状況、実施効果等を検証し、事業内容を見直したうえで、事業期間を延長することができるものとする。

附 則

（実施期日）

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際現にこの要綱による改正前の青森市まちづくり構想推進事業実施要綱第6条第1項の規定により認定されている協議会の認定の期間は、令和3年3月31日までとする。

附 則

（実施期日）

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に提出又は通知されているこの要綱による改正前の青森市まちづくり構想推進事業実施要綱に定める様式（以下「旧様式」という。）による書類は、この要綱による改正後の要綱に定める様式による書類とみなす。
- 3 この要綱の実施の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現にこの要綱による改正前の青森市まちづくり構想推進事業実施要綱第6条第1項の規定により認定されている協議会の認定の期間は、令和6年3月31日までとする。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現にこの要綱による改正前の青森市まちづくり構想推進事業実施要綱第6条第1項の規定により認定されているまちづくり協議会の認定の期間は、令和11年3月31日までとする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

青森市長 様

（申請者）

団 体 名

代表者住所

代表者職氏名

まちづくり協議会認定申請書

青森市まちづくり構想推進事業実施要綱第5条の規定により、まちづくり協議会の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

記

協議会の名称	
設立年月日	年 月 日
活動区域	
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・規約又は会則・役員名簿・構成員（団体）名簿（町会等においては、代表者印が押印されたもの）の写し・活動区域が地区連合町会等の区域と異なる場合は、その範囲が分かる図面及びその理由書・総会資料及び議事録

様式第2号（第6条関係）

青市 第 号
年 月 日

様

青森市長

印

まちづくり協議会認定通知書

年 月 日に申請のあったまちづくり協議会の認定について、認定することに決定したので、青森市まちづくり構想推進事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 まちづくり協議会の名称
- 2 認定年月日
- 3 認定の期間 令和11年3月31日まで

様式第3号（第6条関係）

青市 第 号
年 月 日

様

青森市長

印

まちづくり協議会不認定通知書

年 月 日に申請のあったまちづくり協議会の認定について、下記の理由により認定しないことに決定したので、青森市まちづくり構想推進事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 申請団体の名称
- 2 認定しない理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

青森市長 様

（申請者）

団 体 名

団 体 所 在 地

代 表 者 職 氏 名

まちづくり協議会変更届出書

まちづくり協議会の認定の申請内容に変更があったので、青森市まちづくり構想推進事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

（変更内容）

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

青森市長 様

（申請者）

団 体 名

団 体 所 在 地

代 表 者 職 氏 名

まちづくり協議会解散届出書

まちづくり協議会を解散したので、青森市まちづくり構想推進事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

協議会の名称	
解散年月日	年 月 日
解散の理由	

様式第6号（第9条関係）

青市 第 号
年 月 日

様

青森市長

印

まちづくり協議会認定取消通知書

青森市まちづくり構想推進事業実施要綱第9条第1項の規定により、まちづくり協議会の認定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 協議会の名称
- 2 認定年月日
- 3 認定取消年月日
- 4 認定取消の理由